

米子市皆生市民プール

指定管理者 募集要項

平成27年7月10日

米子市

地方公共団体が設置する公の施設の管理においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体を指定管理者に指定し、施設の維持管理などの業務を行わせることができる。これを指定管理者制度という。

米子市では、米子市体育施設条例（平成17年米子市条例第83号。以下「体育施設条例」という。）に基づき設置された米子市皆生市民プールの管理に関する業務（以下「管理業務」という。）を効果的かつ効率的に行うため指定管理者制度を適用することとし、本募集要項のとおり指定管理者を募集する。

【参考】地方自治法第244条の2第3項の規定

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

1 施設の概要

(1) 名称	米子市皆生市民プール
(2) 所在地	米子市皆生温泉三丁目18番3号
(3) 構造	プール棟 鉄筋コンクリート造2階建て 管理棟 鉄筋コンクリート造2階建て トレーニング棟 鉄骨鉄筋造2階建て
(4) 敷地面積	14,325㎡
(5) 建築面積	プール棟 1,651.30㎡（延べ床面積2,102㎡） 管理棟 766.25㎡（延べ床面積1,414㎡） トレーニング棟 999.80㎡（延べ床面積1,490㎡）
(6) 開館日	平成55年3月22日
(7) 主な施設内容	プール棟 大プール 25m 6コース 水深100cm～120cm 小プール 幼児用（滑り台付き）水深60cm～90cm 観覧席（2階）20人程度 管理室、監視員室、更衣室、シャワー室（男・女） 多目的更衣室兼シャワー室、身体障がい者用トイレ 採暖室 管理棟 事務室、研修室 トレーニング棟 体育館（バスケットコート1面、バレーコート1面、バドミントンコート1面、卓球4台、ランニングデッキ1周75m）

	<p>駐車場</p> <p>30台（身体障がい者用1台）</p>
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	<p>当該プールは、現在、鳥取県営米子屋内プールとして運営されているが、平成27年11月からは、県、市において当該プールと米子市営東山水泳場とを交換し、米子市営のプールとして運営する予定である。</p> <p>なお、県、市が締結した「鳥取県と米子市の体育施設交換に関する協定書」においては、当該プールについては、当該交換後、市民の健康増進を図ることができるよう管理運営する旨が合意されている。</p> <p>また、米子市の総合計画においては、市民が、年齢や体力に合わせて、スポーツ・レクリエーション活動に気軽に取り組むことができるための環境整備に努め、生涯スポーツの推進を図ることとしており、当該プールについても、その目的達成のため管理運営することとなる。</p>
(9) 施設の現状	<p>現在、鳥取県営米子屋内プールは、25mプールと幼児用プールを備え、適切なコース及びクラスの設定をした多くの水泳教室を実施するなど、子ども、高齢者、身体的に障がいのある方を始め、全ての県民の方に安心して使用されており、県内のスポーツの普及及び振興並びに県民の健康増進に資する施設として運営されている。</p> <p>また、体育館においては、バドミントン教室、ジュニアトライアスロン教室などの開催により、広く県民に対してスポーツに親しむ機会が提供されている。</p> <p>その他にも、レクリエーションカヌーなど皆生温泉旅館組合と提携した体験型観光の実施、全日本トライアスロン皆生大会開催時の大会本部としての施設提供など様々な利用促進策が講じられている。</p>
(10) 指定管理業務の方針	<p>(8)に記載のとおり、米子市皆生市民プールは、市民の健康増進を図ることを目的として管理運営を行うこととしている。</p> <p>そのため、運営内容については、市民が気軽に参加することができる教室の開催を主体に、障がい者のリハビリ、高齢者の介護予防といった観点からも教室を開催し、広く市民に対しスポーツ振興の場を提供するものとする。</p> <p>また、全日本トライアスロン皆生大会を始め、各種大会にも開催場所として施設を提供するものとする。</p>

(11) 施設の運営状況（平成25年度）の概要

ア 利用人数及び利用料金収入額

	有料		減免	
	人数（人）	金額（円）	人数（人）	金額（円）
プール	22,135	8,053,335	25,201	11,050,325
体育館	15,382	441,250	3,632	68,200
研修室	383	14,700	—	—
スポーツ教室	17,649	9,255,000	—	—
イベント	471	146,150	17	0
その他	—	1,333,989	—	—
合計	56,020	19,244,424	28,850	11,118,525

※その他収入は、自動販売機手数料等によるものである。

※減免利用について

障がい者及びその介護者、高齢者（70歳以上）並びに要介護者及びその介護者	免除
児童、生徒又は学生（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合に限る。）	免除
県民の日（9月12日）に個人利用をする者	免除

イ 自主事業

- ・水泳教室〔一般、幼児、小学生、水中運動〕
- ・水中運動〔フリーリハビリ〕
- ・短期水泳教室〔幼児（初心者）、幼児（バタ足5m以上）、小学生（初心者以上）、クロール13m以上、クロール25m、3泳法〕
- ・グループレッスン
- ・バドミントン教室〔初心者、中級者、実践練習〕
- ・3B体操〔成人コース〕
- ・わんぱく教室〔児童体育〕
- ・ジュニアトライアスロン教室
- ・トランポリン教室〔障がい者対象〕

教室名	参加者数（人）		収入額（円）
	延べ人数	実人数	
水泳教室	13,879	1,561	7,684,500
水中運動	181	22	187,000
短期水泳教室	575	140	286,000
グループレッスンほか	371	371	168,500
バドミントン教室	548	59	228,000
3B体操	336	34	136,000
わんぱく教室	501	64	111,000
ジュニアトライアスロン教室	1,570	158	474,000
トランポリン教室	820	820	—
合計	18,781	3,229	9,275,000

ウ 管理費（支出額の合計） 64,472千円

2 指定管理者が行う業務

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、米子市皆生市民プール（以下「水泳場」という。）の管理業務の処理に当たって、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

ア スポーツ基本法（平成23年法律第78号）

イ 地方自治法

ウ 体育施設条例及び米子市体育施設条例施行規則（平成17年米子市教育委員会規則第25号）

エ 米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号。以下「手続条例」という。）及び米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例施行規則（平成17年米子市規則第18号。以下「手続規則」という。）

オ 米子市個人情報保護条例（平成17年米子市条例第23号）

カ 米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）

キ 米子市暴力団排除条例（平成23年米子市条例第21号）

ク その他管理業務に適用される法令等

(2) 業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

ア 水泳場の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。

- (ア) 施設等の保守点検、補修及び清掃
 - (イ) 施設等の警備
 - (ウ) 浄化槽の維持管理
 - (エ) ボイラーの保守管理
 - (オ) 防災設備の点検
 - (カ) 循環浄化装置の保守
 - (キ) 施設等に係る経費（電気料金、燃料費等）の支払
 - (ク) 敷地内にある樹木等植物の適切な管理育成
- イ 水泳場の施設等の利用に関すること。
- (ア) 使用の許可（以下「使用許可」という。）に係る申請書の受付及び許可書の交付
 - (イ) 各種届出書の受付
 - (ウ) 使用料の徴収、減額、免除及び還付
 - (エ) 利用者の応接
- ウ 水泳場の利用の促進に関すること。
- (ア) 広報活動の実施
 - (イ) イベント等の誘致
- エ 水泳場の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関すること。
- (ア) 水泳教室の企画及び実施
 - (イ) その他自主事業の企画及び実施
- オ その他水泳場の管理業務のうち、次に掲げるもの
- (ア) 管理業務の処理に必要な体制の整備
 - (イ) 情報の公開及び個人情報（米子市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報という。以下同じ。）の保護に関する措置
 - (ウ) 防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保に関する措置
 - (エ) 事業報告書の作成及び提出
 - (オ) 経営状況を説明する書類の作成及び提出
 - (カ) 水泳場の施設のモニタリングに関する市の指示に基づく確認作業並びに資料等の作成及び提出
 - (キ) 市が指示する書類、資料等の作成及び提出
 - (ク) その他水泳場の管理業務に係る庶務、経理等の事務

(3) 管理の基準

指定管理者は、次により、水泳場の管理業務を適切に行うものとする。

ア 基本方針

- (ア) 指定管理者は、自らの創意工夫をいかし、利用者に対するサービスを向上させるとともに、管理経費の縮減を図り、もって市民福祉をより一層増進させなければ

ばならない。

- (イ) 指定管理者は、市民が広く利用する公の施設としての水泳場の性格を十分認識し、利用者にとっての快適な水泳場の環境づくり及びその利用の促進を目指すとともに、水泳場の施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めなければならない。
- (ロ) 指定管理者は、水泳場の利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、水泳場の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めなければならない。

イ 基本的事項

- (ア) 水泳場の使用時間及び休場日は、体育施設条例に定めるところによらなければならない。ただし、指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、これらを変更することができる。
- (イ) 指定管理者は、体育施設条例に基づき、公平かつ公正に使用許可を行わなければならない。なお、体育施設条例第5条各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を行ってはならない。
- (ロ) 指定管理者は、体育施設条例第8条第2項各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は利用者に対し、使用許可等を取り消し、水泳場の施設等の使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、水泳場への入場を拒否し、又は水泳場からの退場を命ずることができる。
- (ハ) 使用料は、指定管理者が、体育施設条例に定める使用料の金額の範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を受けて定め、水泳場の施設等の使用者から徴収しなければならない。なお、徴収した使用料は、指定管理者の収入として収受すること。
- (ニ) 指定管理者は、使用料を減額し、又は免除することができる。なお、減額及び免除の基準は、教育委員会が定める。
- (ホ) 指定管理者は、教育委員会が認める場合に限り、使用料の全部又は一部を還付することができる。なお、還付の基準は、体育施設条例第12条に規定するもののほか、教育委員会が定める。
- (ヘ) 指定管理者は、米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講じなければならない。
- (ヘ) 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し教育委員会と同様の責務を有するものとし、教育委員会の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (ロ) 指定管理者は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ、その内容を教育委員

会と協議しなければならない。

ウ 管理業務の処理体制に関する事項

- (ア) 指定管理者は、管理業務に従事する職員（以下単に「職員」という。）を適正に配置するほか、管理業務の処理に必要な体制を整備しなければならない。なお、水泳場には、職員のうちから、水泳場の統括責任者として場長1人を、これを補佐する者として副場長1人を置くものとする。また、指定管理者は、日本水泳連盟プール公認規則に規定するプール管理者並びに日本体育協会公認指導員資格等水泳教室その他の自主事業及び利用者の安全対策の実施に必要な資格を有する者を水泳場に置くものとする。
- (イ) 指定管理者は、職員の名簿を教育委員会に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も、同様とする。
- (ロ) 指定管理者は、職員に対して管理業務の処理に必要な研修を実施しなければならない。この場合において、防犯対策、防災対策等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、及び訓練するものとする。
- (ハ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちにその旨を教育委員会に報告し、その処理方法について教育委員会と協議しなければならない。
- (ニ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して生じた職員の災害について、全ての責任を負うこととし、理由のいかんを問わず、市は、何らの責任を負わないものとする。
- (ホ) 指定管理者及び職員は、管理業務の処理において知り得た市の行政上の事項その他管理業務の処理に関する一切の事項を第三者に漏らしてはならない。指定の終了後も、同様とする。

エ その他の事項

- (ア) 市は、水泳場の施設等及び水泳場に備え付けられた備品（市の所有に係るものに限る。）を、指定管理者に無償で使用させる。なお、指定管理者は、水泳場にその所有に係る備品を備え付けようとする場合は、あらかじめ、教育委員会に報告しなければならない。
- (イ) 指定管理者は、管理業務の処理に関して別に会計を設け、経理を明確にしておかななければならない。
- (ロ) 指定管理者は、手続条例第11条及び手続規則第6条の規定に基づき、毎年度、事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- (ハ) 指定管理者は、手続規則第7条の規定に基づき、毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、教育委員会に提出しなければならない。
- (ニ) 指定管理者は、管理業務の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けた一部の業務（清掃、警備等）

については、この限りでない。

- (カ) 指定管理者は、水泳場の施設等のモニタリングに関して、教育委員会の指示に基づき、確認の作業を行い、及び資料等を作成し、これを教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会が直接行う業務

次に掲げる業務については、教育委員会が直接行うものとする。

- (1) 水泳場の目的外使用の許可その他の教育委員会に専属する権限に基づく事務に関すること。
- (2) 教育委員会が主催する事業の企画及び実施に関すること。

4 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

5 市と指定管理者との責任の分担

次の表の左欄に掲げる事項に係る市と指定管理者との責任の区分は、同表の右欄に定めるとおりとする。

事 項		責任の区分
施設等の損傷	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。
利用者（これに準ずるものを含む。以下この表において同じ。）への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの	指定管理者
	上記以外のもの	事案の原因ごとに判断し、市と指定管理者とが協議して定める。
施設等の修繕	施設等の大規模な修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。）	市
	上記以外のもの	指定管理者
施設等に係る火災保険及び災害保険への加入		市

利用者に係る損害賠償保険（指定管理者が市の出資団体など一定の条件を満たす場合に限り、指定管理者を被保険者とみなす取扱いがあるもの）への加入	市（なお、左記に該当しない損害賠償保険については、市は加入しない。）
---	------------------------------------

6 指定の期間

指定管理者の指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。なお、当該期間の満了に伴う新たな指定管理者の指定は、原則として公募による。

7 その他の条件

- (1) 指定管理者は、水泳場の管理業務を行うため新たに職員を雇用する場合にあっては、現に当該管理業務を行っている公益財団法人鳥取県体育協会の職員の採用及び労働条件の維持に配慮するよう努めなければならない。
- (2) 指定管理者は、水泳場の管理業務を開始する日までに、市及び公益財団法人鳥取県体育協会から事務引継ぎを受けなければならない。
- (3) 指定管理者は、水泳場の管理業務の処理に当たり、水泳場の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。
- (4) 指定管理者は、教育委員会が主催する事業（競技団体が実施するものを含む。）に協力しなければならない。
- (5) 市は、災害の発生その他特別の事情がある場合は、水泳場の施設等を優先的に使用することがある。この場合において、指定管理者は、これに協力しなければならない。

8 応募資格等

(1) 応募資格

水泳場の指定管理者に応募することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）でなければならない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないもの

ウ 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

(ア) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）

- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (エ) 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (オ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。（カ）において同じ。）
- (カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

(2) 複数の法人等による応募

水泳場の管理業務を効果的かつ効率的に行うために必要な場合は、複数の法人等（以下「グループ」という。）が共同して応募することができる。この場合においては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア グループの構成団体を特定し、グループの名称及びグループ内で代表となる法人等を定めること。

イ 単独で応募した法人等は、グループの構成団体として応募することができないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできないこと。

9 応募の方法

水泳場の指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 応募書類の受付期間

平成27年7月17日（金）から同年8月17日（月）まで

(2) 応募書類の提出方法等

ア 応募書類の提出方法は、持参又は郵便若しくは信書便によること。なお、郵便又は信書便による提出にあつては、平成27年8月17日（月）午後5時必着とする。

イ 応募書類の提出先は、米子市教育委員会事務局体育課（所在地等は、第13項参照）とする。

(3) 応募書類の種類

提出する応募書類の種類は、次のとおりとする。なお、グループによる応募の場合にあつては、エからキまでに掲げる応募書類は、各構成団体について提出すること。

ア 指定申請書（別添(3)）

イ 事業計画書（別添(4)）

ウ 収支予算書（別添(5)）（収支予算書の収入及び支出の項目については、可能な限り市の作成した過去の決算書の項目に倣い、経費ごとに比較しやすいように作成する

こと。))

- エ 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類するものの写し）
- オ 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- カ 収支計算書及び正味財産増減計算書（公益法人会計を導入している団体に限る。）
- キ 指定管理者の指定についての欠格条項に該当しないことを説明した書類（別添(6)の「申立書」によること。）
- ク 指定管理業務等管理実績一覧表（別添(7)の様式によること。）
- ケ 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（別添(8)の様式によること。）
- コ グループによる応募の場合にあつては、グループの名称、各構成団体の名称及び代表となる法人等の名称を明示した書類（別添(9)の「グループ構成団体一覧表」によること。）
- サ 役員等調書兼照会承諾書（別添(10)の様式によること。）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本5部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本を複写して作成して差し支えない。

(5) 説明会の開催

センターの施設等の概要、管理業務の内容等の説明を行うため、次により説明会を開催する。

- ア 日 時 平成27年7月23日（木） 午後3時から
- イ 場 所 米子市東町161番地2 米子市役所第2庁舎3階会議室
- ウ 申込方法 平成27年7月17日（金）までに、電話、ファクシミリ又は電子メールにより、米子市教育委員会事務局体育課（電話番号等は、第13項参照）に申し込むこと。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

(6) 応募に当たっての留意事項

- ア 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- イ 応募書類及び追加資料は、返却しない。
- ウ 応募書類及び追加資料は、米子市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- エ 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差し替えは、原則として認めない。
- オ 応募書類及び追加資料の作成及び提出に要する費用は、全て応募する法人等の負担とする。
- カ 応募書類に記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがある。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

教育委員会は、応募があった法人等のうちから、指定管理者の候補者（以下単に「候補者」という。）を選定する。なお、候補者の選定に当たっては、あらかじめ、学識経験者等の委員で構成する米子市指定管理者候補者選定委員会の意見を聴く。

(2) 選定基準

候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお、当該選定基準の詳細は、別添(11)の「指定管理者候補者選定基準」のとおりとする。

ア 事業計画書による水泳場の運営が、水泳場の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。

イ 事業計画書の内容が、水泳場の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、水泳場の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。

ウ 当該応募した法人等が、事業計画書に沿った水泳場の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(3) 審査方法等

選定に伴う応募書類及び応募した法人等の審査は、書類審査によるものとする。なお、応募書類の内容については、面接により聴取りを行う。

(4) 候補者の決定

教育委員会は、候補者を決定したときは、その結果を応募した法人等の全てに書面で通知するとともに、公表する。なお、候補者の決定に当たっては、教育委員会との交渉権を有する複数の法人等を順位を付して定め、第1順位の交渉権を有する法人等から順に指定の条件等の詳細を協議し、協議が調ったものを当該候補者に決定する場合がある。

11 指定管理者の指定等

指定管理者の指定は、候補者を水泳場の指定管理者とする旨の議案を平成27年12月に開催される予定の米子市議会定例会に上程し、その議決を受けて行うものとする。

なお、市と指定管理者との間に締結する協定の内容その他指定管理者に水泳場の管理業務を行わせるために必要な事項の具体的な協議については、当該議決後において、速やかに行うものとする。

12 別添書類の一覧

(1) 米子市皆生市民プール平面図

(2) 平成25年度米子市皆生市民プール運営状況（平成26年度は、4月から1月までの間、耐震改修工事により休場した。）

(3) 指定申請書の様式

- (4) 事業計画書の様式
- (5) 収支予算書の様式
- (6) 申立書の様式
- (7) 指定管理業務等管理実績一覧表の様式
- (8) 社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表の様式
- (9) グループ構成団体一覧表の様式
- (10) 役員等調書兼照会承諾書の様式
- (11) 指定管理者候補者選定基準
- (12) 基本協定書【例】及び年度協定書【例】
- (13) モニタリング基本方針

13 問合せ先及び応募書類の提出先

米子市教育委員会事務局体育課

[所在地] 〒683-8686 鳥取県米子市東町161番地2

[電話番号] 0859-23-5426

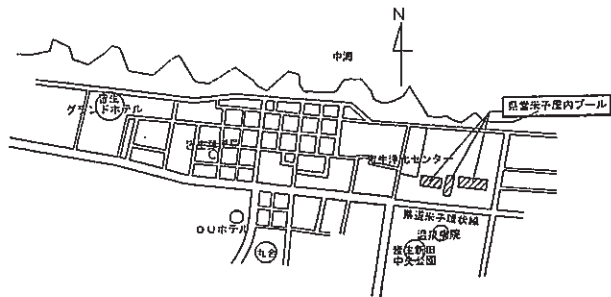
[ファクシミリ] 0859-23-5414

[電子メールアドレス] taiiku@city.yonago.lg.jp

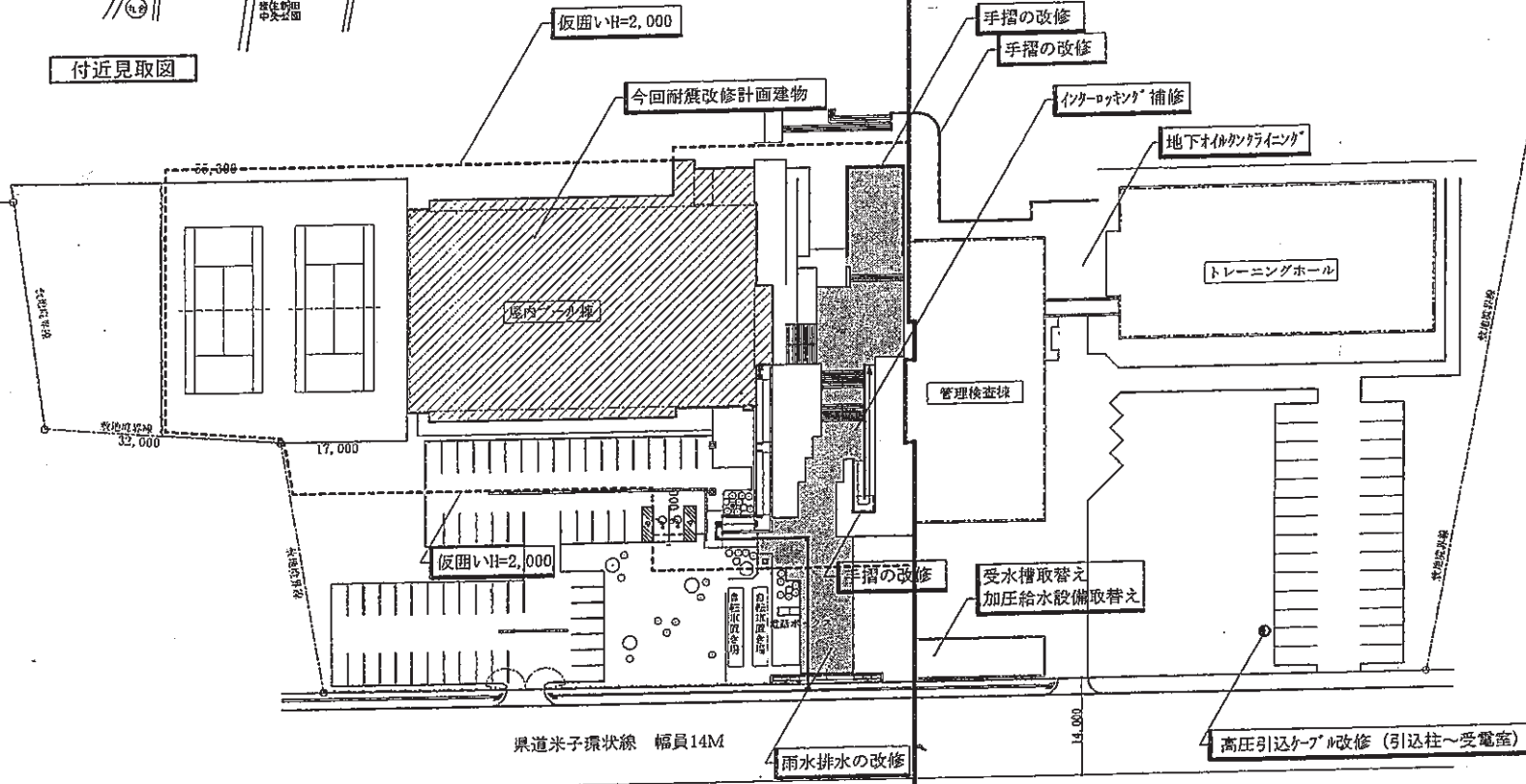
14 その他

この募集要項及び指定申請書等の様式（PDF版）は、本市のホームページからダウンロードすることができる。

[ホームページURL] <http://www.city.yonago.lg.jp/1135.htm>



付近見取図



配置図 S=1/1000

県営米子屋内プール（プール棟）耐震改修工事に係る実施設計

平成25年度 米子屋内プール運営状況

1 施設等の利用状況

区 分	有料		減免	
	人数 (人)	金額 (円)	人数 (人)	金額 (円)
プール	22,135	8,053,335	25,201	11,050,325
体育館	15,382	441,250	3,632	68,200
研修室	383	14,700	—	—
スポーツ教室	17,649	9,275,000	—	—
イベント	471	126,150	17	0
自動販売機手数料等	—	1,333,989	—	—
合 計	56,020	19,244,424	28,850	11,118,525

2 主な自主事業

事業名	参加者数 (人)	金額 (円)
水泳教室	13,879(1,561)	7,684,500
水中運動	181(22)	187,000
短期水泳教室	575(140)	286,000
グループレッスンほか	371(371)	168,500
バドミントン教室	548(59)	228,000
3B体操	336(34)	136,000
わんぱく教室	501(64)	111,000
ジュニアトライアスロン教室	1,570(158)	474,000
トランポリン教室	820(820)	—
合 計	18,781(3,229)	9,275,000

人数については延べ人数、括弧内の数字は実人数

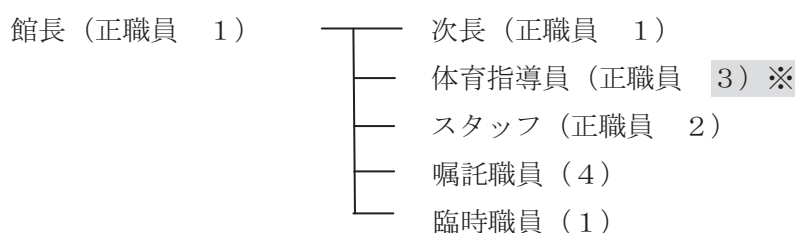
3 管理体制及び職員の配置状況

(1) 管理体制

米子屋内プールの管理業務は、地方自治法に基づく指定管理者制度により、鳥取県が公益財団法人鳥取県体育協会を指定管理者に指定して処理した。

(2) 職員の配置状況（平成25年3月31日現在）

米子屋内プールに常駐してその管理業務に従事した公益財団法人鳥取県体育協会の職員の配置状況は、次のとおりである。



実施体制：施設の管理責任者として館長を配置するほか、次長1人、事務・受付を担当する職員3人（スタッフ1人、嘱託職員1人、臨時職員1人）、体育指導・監視を主に担当する職員6人（体育指導員3人、嘱託職員3人）、機械設備管理職員1人（スタッフ1人）の合計12人で管理運営に当たった。

※体育指導員3人のうち1人は、公益財団法人鳥取県体育協会事務局に所属する職員であり、その人件費は、米子屋内プールの管理業務の会計からは支出されていない。

4 収入及び支出に係る決算の状況

米子屋内プールの管理業務の収入及び支出に係る決算の状況は、次のとおりである。

(1) 収入の部

科 目		決算額（千円）	備 考
事業収入	施設使用料	8,509	
	教室参加料	9,275	
	イベント収入	126	
	小 計	17,910	
事業外収入	雑収入	28	
	自動販売機手数料	1,306	
	県指定管理料	46,772	
	小 計	48,106	
収入額の合計		66,016	

(2) 支出の部

科 目	決算額（千円）	備 考
給料手当	22,707	
福利厚生費	4,910	
職員手当	9,913	
賃金	1,399	
役員報酬	50	
旅費交通費	138	

消耗品費	991	
修繕料	713	
印刷製本費	31	
燃料費	6,993	
光熱水費	7,978	
通信運搬費	149	
手数料	949	
保険料	1,128	
賃借料	450	
委託料	3,389	
租税公課費	2,014	
負担金補助	49	
報償費	276	
減価償却費	245	
支出額の合計	64,472	

様式第1号（第2条関係）

平成 年 月 日

指定申請書

米子市長 野坂康夫 様

申請者 名称
所在地
代表者氏名
連絡先（電話番号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を受けたいので、米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第4条第1項の規定により申請します。

管理を行おうとする市の施設の名称

米子市

※ 添付書類

- 1 当該市の施設の管理業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等の写し）
- 3 直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- 4 収支計算書及び正味財産増減計算書（公益法人会計を導入している団体に限る。）
- 5 条例第5条各号の規定に該当しないことを説明した書類

様式第2号（第3条関係）

（市の施設の名称）の管理業務に関する事業計画書

〔施設の管理業務に対する基本方針〕

〔指定管理者の指定を申請した理由〕

〔施設の現状に対する認識及び今後の在り方〕

[施設の管理業務に係る職員体制]

1 管理体制（組織図・職員数）

2 研修計画（事業に関するもの、接遇に関するもの等）

3 緊急時の対応

（1）防犯、防災に対する態勢

（2）その他の緊急事態に対する態勢

[情報の公開を行うための措置]

[個人情報を保護するための措置]

〔施設の運営に関する事項〕

1 自主事業計画

別紙自主事業計画書記載のとおり

2 利用者・利用者に対するサービス向上策

3 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策

4 経費節減のための方策

5 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務

自主事業計画書（ 年度）		
事業名	目的・内容	実施時期・回数

注 指定の期間の各年度について作成すること。

様式第 3 号 (第 3 条関係)

(市の施設の名称) の管理業務に関する収支予算書 (平成 年度)			
収 入 (千円)		支 出 (千円)	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	

注 指定の期間の各年度について作成すること。

平成 年 月 日

申 立 書

米子市長 野 坂 康 夫 様

名 称
申立者 所 在 地
代表者氏名 ㊟

指定管理者の応募に当たり、次のとおり申し立てます。

記

当社（団体）は、米子市公の施設の指定管理者の指定の手續等を定める条例（平成17年米子市条例第26号）第5条に規定する指定管理者の指定に係る欠格条項のいずれにも該当しません。

（欠格条項）

第5条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- （1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2） 法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- （3） 当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例により同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定が適用される準禁治産者を含む。）
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 公務員であった者であって、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
 - オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。カにおいて同じ。）
 - カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者

指定管理業務等管理実績一覧表（委託管理、PFI等を含め、過去5年間に行った全ての業務について記載すること。）

適正に管理を行った事例	地方公共団体から処分、警告、勧告等を受けた事例
<ul style="list-style-type: none">・（地方公共団体名）・（施設概要：施設名、指定期間、指定管理者の選定方法、施設の設置目的、主な実施事業等）・（評価を受けた内容を具体的に記載）	

※地方公共団体名、施設名、評価又は処分、勧告等の内容等を記載してください。

※グループによる管理（コンソーシアム）の事例も記入してください。

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがあります。

社会的責任の遂行に関する取組実績一覧表（障がい者雇用促進、男女共同参画推進、環境保護又は地域活性化等、過去5年間の取組等について記載すること。）

制度・取組の概要	過去5年間の実績
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・（障がい者の雇用促進の取組）・（男女共同参画推進の制度）・（環境保護活動）・（地域活性化の取組）	<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none">・（障がい者雇用率）・（育児休業の取得実績）・（環境ボランティア活動の実績）・（住民活動への参加実績）

※記載漏れ、虚偽の記載等があった場合は、審査段階において失格とされ、又は指定が取り消されることがあります。

グループ構成団体一覧表

グループの名称		
代表となる法人等	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)
他の構成団体	名 称	
	所 在 地	
	代表者氏名	
	連 絡 先	(電話番号)

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米 子 市 長 様

(届出者)

所 在 地

商号又は名称

職・氏名

⑩

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会されることを承諾します。

役職等	氏 名	ふりがな	生年月日	性別

【注意事項】

- 役員等（当該法人等における無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出された氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために利用します。
- この名簿は、2の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

米子市皆生市民プール指定管理者候補者選定基準

選定基準	評定（数値は配点）				
	優	やや 優れて いる	普 通	やや 劣って いる	劣
1 事業計画書による施設の運営が、施設の使用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。（30点）					
(1) 関係する法律及び条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。	10	7	5	2	1
(2) 特定の団体等を優遇するおそれはないか。（使用許可事務の代行又は取次ぎをさせない場合は、「普通」とする）	10	7	5	2	1
(3) 情報開及及び個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。	10	7	5	2	1
2 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。（60点）					
(1) 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。	10	7	5	2	1
(2) 施設の現状を正しく認識し、今後の在り方について具体的かつ適切な提案があるか。	10	7	5	2	1
(3) 自主事業計画書の内容は適切か。	20	14	10	4	2
(4) 使用者又は利用者に対するサービス向上策は適切か。	10	7	5	2	1
(5) 使用者又は利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。	10	7	5	2	1
3 事業計画書の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。（40点）					
(1) 管理経費の節減が図られる見込みがあるか。	10	7	5	2	1
(2) 経費節減のための方策は適切か。	10	7	5	2	1
(3) 人件費の設定は適切か。	10	7	5	2	1
(4) その他の管理経費の設定に無理はないか。	10	7	5	2	1
4 当該法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。（70点）					
(1) 法人等の経営状況に問題はないか。	20	14	10	4	2
(2) 施設の管理業務に係る職員体制（管理体制・研修計画・緊急時の対応）は十分なもののか。	10	7	5	2	1
(3) 施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。	10	7	5	2	1
(4) 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。	10	7	5	2	1
(5) 安定的なサービス提供のために、職員の継続雇用及び労働条件を維持する意思があるか。	10	7	5	2	1
(6) 障がい者雇用促進若しくは男女共同参画推進等の施策又は環境保護若しくは地域活性化等の社会貢献活動を実施しているか。	10	7	5	2	1
総合評定（200点）					